

表 1.2.3 標準排除基準

項目		対象事業場等			特定事業場			その他の事業場等		
		排水量								
		50m ³ /日以上		10m ³ /日以上 50m ³ /日未満		10m ³ /日未満		10m ³ /日以上 10m ³ /日未満		
環境 項目 等	色及び臭気	流域下水道からの放流水が排出先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような異常な色及び臭気を帯びるおそれのないこと（下水色及び下水臭を除く）						流域下水道からの放流水が排出先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような異常な色及び臭気を帯びるおそれのないこと（下水色及び下水臭を除く）		
	温度	45℃未満						45℃未満		
	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満		5を超え9未満				5を超え9未満		
	生物化学的酸素要求量（BOD）	600 mg/ℓ未満		600 mg/ℓ未満		1,200 mg/ℓ未満		600 mg/ℓ未満 1,200 mg/ℓ未満		
	浮遊物質（SS）	600 mg/ℓ未満		600 mg/ℓ未満		1,200 mg/ℓ未満		600 mg/ℓ未満 1,200 mg/ℓ未満		
	窒素含有量	(60) mg/ℓ未満				(120) mg/ℓ未満		(60) mg/ℓ未満 (120) mg/ℓ未満		
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/ℓ未満				380 mg/ℓ未満		380 mg/ℓ未満		
	燐含有量	(10) mg/ℓ未満				(20) mg/ℓ未満		(10) mg/ℓ未満 (20) mg/ℓ未満		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/ℓ以下		5 mg/ℓ以下				5 mg/ℓ以下	
		動植物油脂類含有量	30(20)* mg/ℓ以下		30(20) mg/ℓ以下				30(20) mg/ℓ以下	
	沃素消費量	220 mg/ℓ未満						220 mg/ℓ未満		
	フェノール類	5(1) mg/ℓ以下				5(1) mg/ℓ以下		5(1) mg/ℓ以下		
	銅及びその化合物	3(1) mg/ℓ以下				3(1) mg/ℓ以下		3(1) mg/ℓ以下		
	亜鉛及びその化合物	2(1) mg/ℓ以下				2(1) mg/ℓ以下		2(1) mg/ℓ以下		
	鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/ℓ以下				10 mg/ℓ以下		10 mg/ℓ以下		
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/ℓ以下				10 mg/ℓ以下		10 mg/ℓ以下		
	クロム及びその化合物	2(0.1) mg/ℓ以下				2(0.1) mg/ℓ以下		2(0.1) mg/ℓ以下		
	アンチモン含有量	(0.05) mg/ℓ以下						(0.05) mg/ℓ以下		
	ニッケル含有量**	(1) mg/ℓ以下						(1) mg/ℓ以下		
	健康 項目	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下						0.01 mg/ℓ以下	
		シアン化合物	0.1 mg/ℓ以下						0.1 mg/ℓ以下	
		有機燐化合物	検出されないこと						検出されないこと	
		鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下						0.1 mg/ℓ以下	
六価クロム化合物		0.05 mg/ℓ以下						0.05 mg/ℓ以下		
砒素及びその化合物		0.05 mg/ℓ以下						0.05 mg/ℓ以下		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/ℓ以下						0.005 mg/ℓ以下		
アルキル水銀化合物		検出されないこと						検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/ℓ以下						0.003 mg/ℓ以下		
トリクロロエチレン		0.1 mg/ℓ以下						0.1 mg/ℓ以下		
テトラクロロエチレン		0.1 mg/ℓ以下						0.1 mg/ℓ以下		
ジクロロメタン		0.2 mg/ℓ以下						0.2 mg/ℓ以下		
四塩化炭素		0.02 mg/ℓ以下						0.02 mg/ℓ以下		
1, 2-ジクロロエタン		0.04 mg/ℓ以下						0.04 mg/ℓ以下		
1, 1-ジクロロエチレン		1 mg/ℓ以下						1 mg/ℓ以下		
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4 mg/ℓ以下						0.4 mg/ℓ以下		
1, 1, 1-トリクロロエタン		3 mg/ℓ以下						3 mg/ℓ以下		
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06 mg/ℓ以下						0.06 mg/ℓ以下		
1, 3-ジクロロプロペン		0.02 mg/ℓ以下						0.02 mg/ℓ以下		
チウラム		0.06 mg/ℓ以下						0.06 mg/ℓ以下		
シマジン		0.03 mg/ℓ以下						0.03 mg/ℓ以下		
チオベンカルブ		0.2 mg/ℓ以下						0.2 mg/ℓ以下		
ベンゼン		0.1 mg/ℓ以下						0.1 mg/ℓ以下		
セレン及びその化合物		0.1 mg/ℓ以下						0.1 mg/ℓ以下		
ほう素及びその化合物		10 mg/ℓ以下						10 mg/ℓ以下		
ふっ素及びその化合物		8 mg/ℓ以下						8 mg/ℓ以下		
1, 4-ジオキサン		0.5 mg/ℓ以下						0.5 mg/ℓ以下		
ダイオキシン類	10*** pg-TEQ/ℓ以下						10 pg-TEQ/ℓ以下			

これらの数値は除害施設を設置等して遵守しなければならない基準である。この内、 の数値は直罰が適用される。

()の数値は日間平均値 [1日の操業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値。操業開始直後、操業終了直前を含み、終日操業のときは夜間を含む。]。

* : 直罰対象は、「30 mg/ℓ以下」。 ** : ニッケル含有量は、湖南中部処理区のみ適用。

*** : 直罰対象は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象施設）を設置する特定事業場。